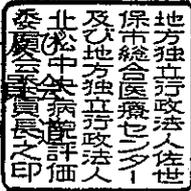


平成28年4月1日

佐世保市長 朝長 則男様

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター
地方独立行政法人北松中央病院評価委員
委員長 太田 博



意見書

地方独立行政法人佐世保市総合医療センターに係る業務方法書、第1期中期計画及び役員の報酬等の支給基準について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第3項、同第26条第3項及び同第56条第1項において準用する第49条第2項の規定に基づく地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 法第22条第1項の規定に基づく業務方法書については、別添のとおり認可することが適当である。
- 2 法第26条第1項の規定に基づく第1期中期計画については、別添のとおり認可することが適当である。ただし、「必要な医療を地域の住民に提供することを主眼としつつ、収支の健全性にも配慮すること」を要望する。
- 3 法第56条第1項において準用する第48条第2項の規定に基づく役員の報酬等の支給基準については、意見の申出はない。

以上

